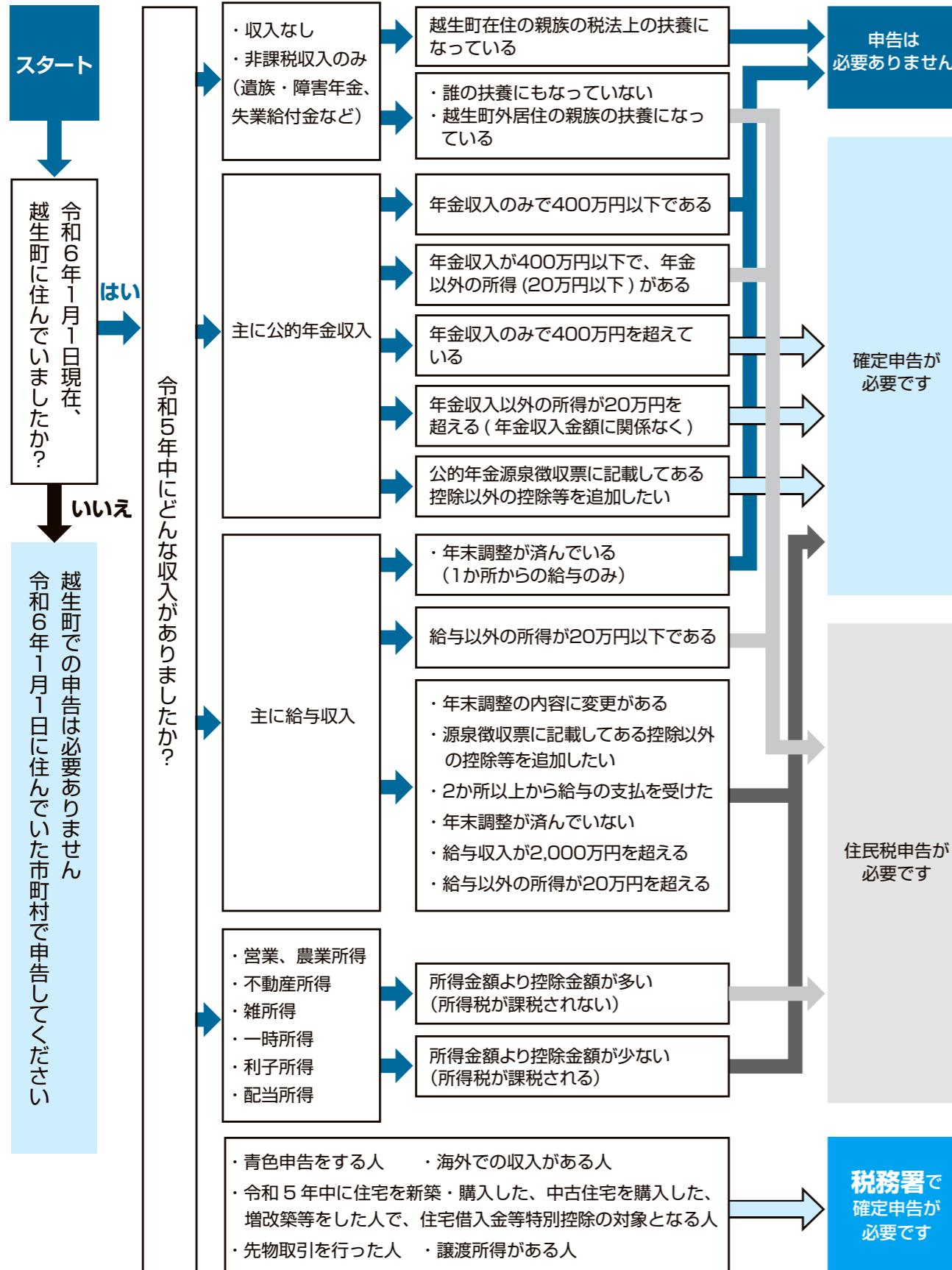


申告は必要？ 確認してみましょう

- ・特例の適用などによっては下図に沿わない場合もあります。不明な点はお問い合わせください。
- ※下図中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。
- ・所得税の還付を受けるためには下図に関わらず必ず確定申告が必要です。



令和6年度(令和5年分)

町会場での町・県民税申告および確定申告の受付

申告受付日程

期 日 2月16日(金)～3月15日(金)(土曜日の午後、日曜日、祝日を除く。)

受付時間 平 日：午前9時～11時、午後1時～4時
土曜日：午前9時～11時

会 場 役場2階会議室

☎ 国税務課 課税担当 ☎ 内線134・135

月	日	曜日	受付地域	月	日	曜日	受付地域
2月	16日	金	黒山・龍ヶ谷	3月	1日	金	大谷・成瀬
	17日	土	土曜開庁相談日		2日	土	土曜開庁相談日
	19日	月	黒岩		4日	月	鹿下・古池
	20日	火	越生東一		5日	火	唐沢・上野東
	21日	水	越生東二		6日	水	津久根・麦原
	22日	木	西和田		7日	木	上谷・堂山
	24日	土	土曜開庁相談日		8日	金	大満
	26日	月	如意・如意東・しらさぎ		9日	土	土曜開庁相談日
	27日	火	小杉		11日	月	河原町・新宿
	28日	水	上野一		12日	火	上町・仲町
29日	木	上野二	13日		水	本町	
			14日		木	上台	
			15日		金	予備日	

※2月26日と27日は、税理士による無料申告相談を開催します。

～混雑緩和のため来場時のご協力をお願いします～

- ・行政区ごとに指定日を設けています。可能な限り**指定日にお越しください**。
- ・医療費控除明細書や収支内訳書の書類を提出する場合は、**あらかじめご自宅での作成をお願いします**。(様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で事前に取得できます。)

次の方は町会場では受付できません

- ◇株式等の譲渡所得、先物取引の所得がある
- ◇土地や建物の売買に伴う譲渡所得がある
- ◇住宅借入金等特別控除が初回
- ◇令和4年分以前の確定申告

次に該当する方は、税務署での申告をお願いします。

- ◇総合課税の譲渡所得がある
- ◇雑損控除がある
- ◇青色申告
- ◇源泉徴収の対象とならない公的年金等(外国で支払われる年金)の受給者

※その他、申告の内容によっては税務署での申告をお願いする場合があります。